

〔 3 〕 騷 音

3-1 概要

騒音の発生は、都市の進展に伴う騒音発生施設の増加や住宅の過密化等の要因により多種多様化・複雑化してきています。

特に交通網の整備が進み、輸送の大量化、高速化が図られ便利になる反面、周囲の交通騒音が社会問題となっています。

また近年、生活様式の多様化に伴い一般家庭にあるピアノ等の楽器をはじめ、給湯ボイラーや空調設備等による生活騒音、また、ペットの鳴き声までもが近隣騒音として取りざたされています。

工場・事業所については、県条例により騒音の規制基準が適用され、また、深夜飲食店等のカラオケ騒音についても、営業時間と音響機器の基準が定められています。

自動車騒音については、道路形態、用途地域により基準が定められており、町では幹線道路を中心に調査を実施しています。

環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項に基づくもので、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護する上で、維持されることが望ましい基準。

(1) 道路に面する地域の騒音の環境基準

(単位：デシベル)

地域の区分	時 間 の 区 分	
	昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～翌 6:00
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

※備考

- 1 車線とは一縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 2 A 地域とは、第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域をいう。
- 3 B 地域とは、第一種及び第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整地域をいう。
- 4 C 地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

この場合において、幹線道路を担う道路に近接する空間については、前表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(単位：デシベル)

基 準 値	
昼 間 6：00～22：00	夜 間 22：00～翌 6：00
70 以下	65 以下

※備考

個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注)

1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ①道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間に限る）
- ②一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、次の車線数の区分に応じた道路の敷地の境界線からの距離により特定された範囲をいう。

- ①2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- ②2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

(2) 道路に面しない地域の騒音の環境基準

(単位：デシベル)

地域の類型	時 間 の 区 分	
	昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～翌 6:00
A 地域及び B 地域	55 以下	45 以下
C 地域	60 以下	50 以下

(3) 指定区域内における自動車騒音の限度

騒音規制法第17条第1項の規定に基づき、指定地域内における自動車騒音の限度が定められています。

(単位：デシベル)

区 域 の 区 分	時間の区分	
	昼 間 6:00～22:00	夜 間 22:00～翌 6:00
A地域およびB地域のうち 1 車線の車線を有する道路に面する区域	65	55
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	75	65
B区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC地域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

なお、幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は上表にかかわらず、以下のとおりとなります。

(単位：デシベル)

昼 間	夜 間
75	70

3-2 自動車騒音

町では、環境調査の一環として、町内主要4路線のうち6地点で測定を実施しました。

(1) 調査方法

ア. 道路交通騒音測定方法

JIS Z-8731に定める騒音レベル測定方法に準拠して、午前9時から翌日午前9時までの各時間帯に測定した等価騒音レベルの値から、基準時間帯平均騒音レベルを算出しています。

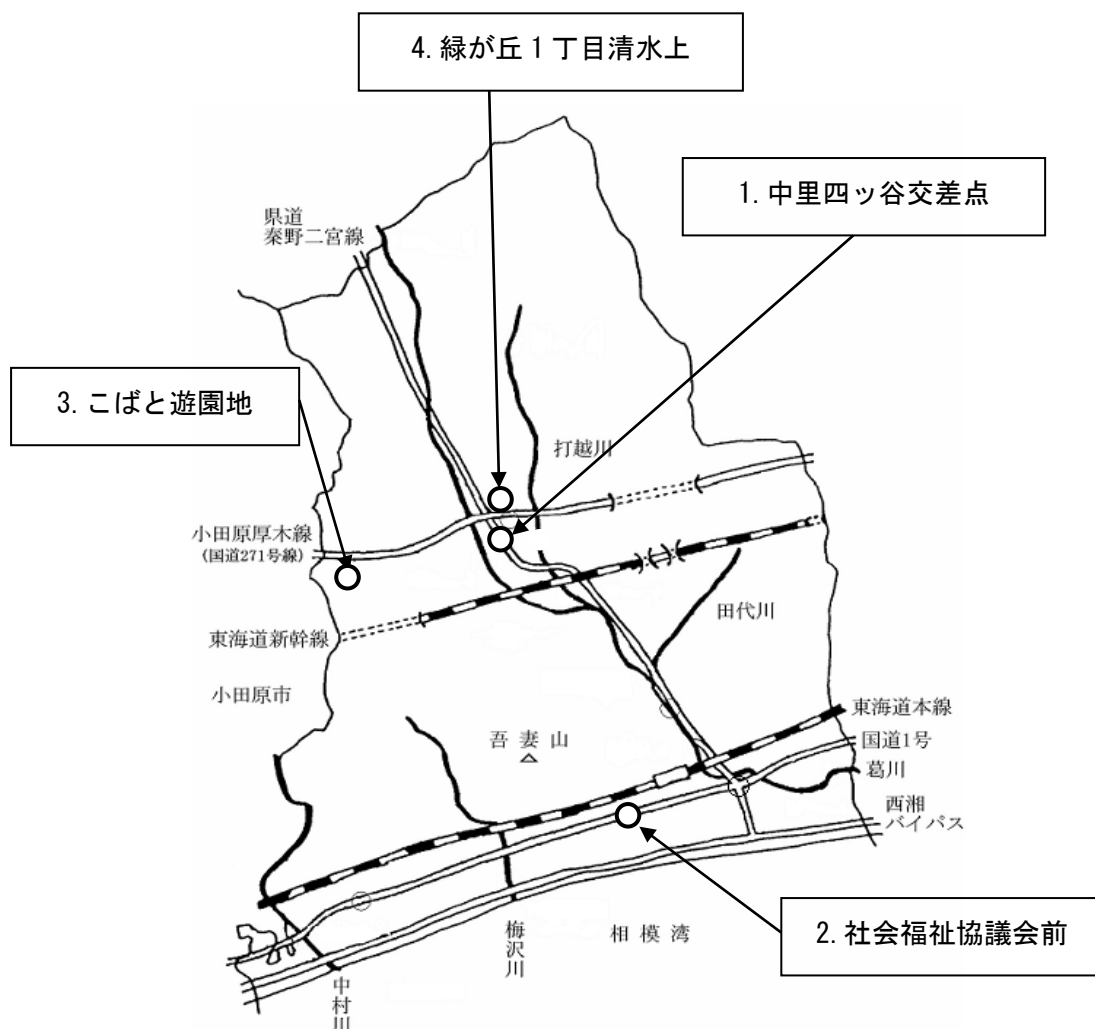
イ. 測定機器

普通騒音計

リオン社製

NL-06型

(2) 測定地点



(3) 測定結果

(dB : デシベル)

項目 \ No.	1	2	3	4
調査地点	中里四ッ谷交差点	社会福祉協議会前	こばと遊園地	緑が丘1丁目清水上
路線名	県道秦野二宮線	国道一 号	1級町道16号線	小田原厚木道路
車線数	2	2	2	4
用途地域	近 商	準 工	住 居	住 居
昼間平均 (dB)	68	73	69	47
夜間平均 (dB)	61	68	63	42
環境基準値 昼間 / 夜間	70/65	70/65	70/65	70/65
要請限度値 昼間 / 夜間	75/70	75/70	75/70	75/70
実施日 令和4年1月25日 ~ 令和4年1月28日	27日 ~ 28日	25日 ~ 27日	25日 ~ 27日	27日 ~ 28日

調査地点ごとの騒音レベル経年変化表

(単位：デシベル)

調査地点	平成 29 年 (昼/夜)	平成 30 年 (昼/夜)	令和元年 (昼/夜)	令和 2 年 (昼/夜)	令和 3 年 (昼/夜)
中里四ッ谷交差点	70/65	70/65	70/63	—	68/61
生涯学習センター前	70/64	72/62	—	66/60	—
社会福祉協議会前	71/68	72/70	73/69	—	73/68
茶屋旧国道入口	68/65	67/65	—	67/64	—
こばと遊園地	70/65	70/64	69/63	69/62	69/63
中里団地	—	59/54	—	61/57	—
緑が丘一丁目清水上	50/45	—	50/47	—	47/42

※ 基準時間帯は、昼間（6:00～22:00）と夜間（22:00～翌 6:00）とする。

3-3 工場・事業所騒音

当町の工場・事業所は、中小企業で構成されており、そのほとんどは規模が小さく、近年は、工業団地の造成、工業専用地域の指定に伴い、住宅地から工場・事業所が移転し、住工混在の解消が進みつつあります。

工場・事業所からの騒音については、県条例により規制基準が定められています。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音の規制基準

時 間 用 途 地 域	騒 音 （単位：デシベル）		
	午 前 8 時 から 午 後 6 時 まで	午 前 6 時 から 午 前 8 時 まで 及び午後6時から 午後 11 時まで	午 後 11 時 から 午 前 6 時 まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45

（参考）工場・事業所等の騒音源とその大きさ

音の大きさ	工場騒音	建設工事騒音	交通騒音	一般騒音
120デシベル	鍛造機	くい打機	飛行機のエンジン近く	
110デシベル	打音作業	リベット作業	自動車の警笛(前方 2m)	
100デシベル	プレス機	空気圧縮機	電車が通る時のガード下	
90デシベル	木工機	アスファルトプラント	トラック	パチンコ店
80デシベル	旋盤	コンクリートミキサー	地下鉄の車内	ボウリング場
70デシベル	事務機器			電話のベル